

大熊町下野上地区街区確定（計算）その他測量業務
特記仕様書

第1章 総則

（目的）

第1条 本業務は、福島県大熊町下野上地区整備に係る設計及び計画策定等に必要となる、街区確定測量等の業務を行うものである。

（作業方法）

第2条 本測量は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の定める測量作業規程及び同運用基準、測量作業共通仕様書（独立行政法人都市再生機構 平成29年8月）並びに本特記仕様書に基づき実施するものとする。

（測量範囲）

第3条 本測量に係る作業範囲は、別添「位置図」のとおりとする。

（作業計画）

第4条 本測量の実施にあたっては、あらかじめ作業計画書を監督員に提出し承諾を得ること。
また、細部の計画についても作業着手前に監督員と充分協議を行い、承諾を得た後に実施するものとする。

（誤謬等）

第5条 本測量の成果の引渡し後といえども、成果品に誤謬等発見された場合には、請負者の責任において、速やかに修正及び補正を行うものとする。

（疑義）

第6条 本特記仕様書等に疑義が生じた場合又は業務上必要な事項で定めのない事項については、監督員と協議を行うものとする。

第2章 作業内容

（作業内容）

第7条 本測量の作業内容は、次のとおりとする。

なお、確定測量（杭打ち及び埋標）を実施するにあたっては、既存構造物及び確定計算値等との簡易な調整を含むものとする。

また、杭打ち又は現地引き継ぎの作業が重複する際は、対応可能な体制を編成すること。

	作業項目	単位	数量
1. 4級基準点測量 (伐採なし・永久標識設置なし)	① 作業計画 ② 選点 ③ 観測 ④ 計算整理	点	45

	作業項目	単位	数量
2. 現地測量 (S = 1/500)	① 作業計画 ② 細部測量 ③ 数値編集 ④ 数値地形図データファイルの作成 ⑤ 成果等の整理 ※ ②細部測量において必要に応じ、監督員確認のもと単点測量を追加する。	k m ²	0.085
3. 路線測量	① 作業計画	式	1
	② 現地踏査	k m	6.9
	③ 中心線測量	k m	3.7
	④ 縦断測量	k m	6.9
	⑤ 横断測量	k m	3.7
4. 用地測量	① 作業計画 ② 現地踏査 ③ 境界測量 ④ 面積計算 ⑤ 用地実測図原図等の作成 ⑥ 製図 (地積測量図素図) ⑦ 土地調査書原案作成 ※ 登記資料作成を含む。	m ²	30,000
5. 街区確定 (計算) 測量	① 計画準備 ② 街区の諸元及び面積の計算 ③ 確定図の作成 ④ 成果表の作成 ⑤ 点検整理	街区	45
6. 街区確定 (中心点及び街区点杭打ち) 測量	① 計画準備 ② 測設の計算 ③ 現地測設 ④ 点検整理	点	500

※地域区分：耕地、地形区分：平地

(避難指示区域内の業務)

第8条 本業務範囲は帰還困難区域に指定されており、作業の実施に当たっては、事前に立ち入り者の名簿等を監督員に提出の上、許可を受けたのち、作業を行うこと。

また、本業務は、福島県による「避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の

積算基準（平成 29 年 4 月 1 日以降に起工するものから適用）」（以下、「避難指示区域内積算基準」という。）により、労務単価（直接人件費、賃金）の補正を行う業務である。

労務単価（直接人件費、賃金）については、本業務の契約期間中に避難指示区域の再編、又は「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 13 年 12 月 15 日人事委員会規則第 18 号）」の改正が行われた場合は、その内容により変更の対象とする。

なお、現場での実作業時間については下記のとおりとするが、変更が生じた場合及び積算計上と現場作業に乖離のある場合は受発注者間で協議を行うものとする。

本業務での実作業時間：5 時間 30 分

※実作業時間：現場での拘束時間から休憩時間等を差し引いた実際に作業できる時間をいう。

	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
危険手当	割増率 1.14 手当:6,600 円/日	割増率 1.14 手当:6,600 円/日	割増率 1.14 手当:6,600 円/日	割増率 1.14 手当:6,600 円/日	割増率 1.14 手当:6,600 円/日
延人工	1.0 人	90.2 人	93.2 人	106.1 人	24.2 人

- 2 本業務範囲の一部は、特定線量下業務（2.5 マイクロシーベルト/時間を超えている除染特別地域等内にあつて、事故由来放射性物質による平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv}$ /時間を超える場所で事業者が行う除染などの業務以外の業務）に該当するものとする。

請負者は、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正等について（通知）（平成 26 年 1 月 20 日付け 25 農第 2482 号 25 企技第 1342 号通知文：福島県）により、放射線障害防止措置を講じ作業にあたるものとする。

- 3 帰還困難区域に立ち入った際は、立ち入り者氏名・立ち入り日時・集積線量等を管理できるよう、帰還困難区域への一時立入報告書を監督員に提出するものとする。また、その他立ち入りに関する事項について、監督員の指示に従うこととする。

（打合せ）

第 9 条 本測量における打合せ回数は、作業着手時、中間時、成果納入時を標準とする。

- 2 各打合せは、必ず記録し監督員の確認を要する。

また、様式については監督員の指示によるものとする。

（履行期間）

第 10 条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日～令和 4 年 3 月 4 日（金）までとする。

第 3 章 成果品

（成果品）

第 11 条 本業務における成果品は、次のとおりとする。

なお、成果品は、別途指示する製品仕様書の記載事項を踏まえ、作成するものとする。

	提出成果	摘要
1. 4級基準点測量	① 観測手簿 ② 観測記簿 ③ 計算簿 ④ 平均図 ⑤ 成果表 ⑥ 点の記 ⑦ 基準点網図 ⑧ 品質評価表及び精度管理表 ⑨ 成果数値データ ⑩ 点検測量簿 ⑪ メタデータ ⑫ その他の資料	その他監督員の指示するもの
2. 現地測量(S=1/500)	① 数値現況図データファイル ② 品質評価表及び精度管理表 ③ メタデータ ④ その他の資料	その他監督員の指示するもの
3. 路線測量	① 観測手簿 ② 成果表 ③ 縦断面図データファイル ④ 精度管理表 ⑤ 品質評価表 ⑥ メタデータ	その他監督員の指示するもの
4. 用地測量	① 測量標の地上写真 ② 精度管理表及び品質評価表 ③ 面積計算書 ④ 用地実測図データファイル ⑤ 土地調書 ⑥ メタデータ ⑦ その他資料	その他監督員の指示するもの
5. 確定測量	① 観測手簿 ② 成果表 ③ 計算簿 ④ メタデータ ⑤ その他資料	その他監督員の指示するもの

2 電子データ

3 打合せ記録簿

4 それぞれの規格・仕様・部数等については、監督員と協議を行うものとする。

5 成果品の一部について、履行期間内であっても提出を求める場合がある。

6 グリーン購入方法に基づく基本方針（平成 30 年 2 月版）の判断の基準を満たしていること。

第4章 その他

(業務成績評定点の通知)

第12条 本業務は業務成績評定対象業務であり、請負者には、業務完了後、業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(守秘義務)

第13条 請負者は、業務上知り得た事項は、一切外部に漏らしてはならない。ただし、書面により当機構の承諾を得た場合は、この限りではない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について)

第14条 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

2 1により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

3 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(再委託)

第15条 本業務における測量作業及び計算等、総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務説明資料・報告書の作成方針決定並びに成果物の作成及び照査については、再委託等（委任又は下請負）をすることはできない。（抵触する場合は、本業務の選定対象とはならない。）

2 請負者は、ワープロ、コピー、印刷、製本、資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力、計算処理（単純な電算処理に限る。）、の各業務を再委託等するに当たって、発注者の承諾を要さない。

3 請負者は、1及び2に規定する業務以外を再委託等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4 請負者は、前項に規定する業務を再委託等する場合、書面により再委託等する者との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等する者に対し再委託等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。

なお、下請負等する者が、都市再生機構東日本地域の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合、都市再生機構東日本地域各本部の指名停止期間中は、下請負等することができない。

5 再委託を請負う者は、請負者が本契約と併せて締結する「重要な情報等の保護に関する特約条項」について遵守しなければならない。

(重要な情報等の取扱い)

第16条 請負者は、重要な情報及び個人情報を含む文書は、原則機構事務所内で取扱うこととし、やむを得ず当該文書を持ち出す場合の取扱いについては、監督員の指示に従うこと。

以上

大熊町下野上地区街区確定（計算）その他測量業務（別添）位置図

■位置図

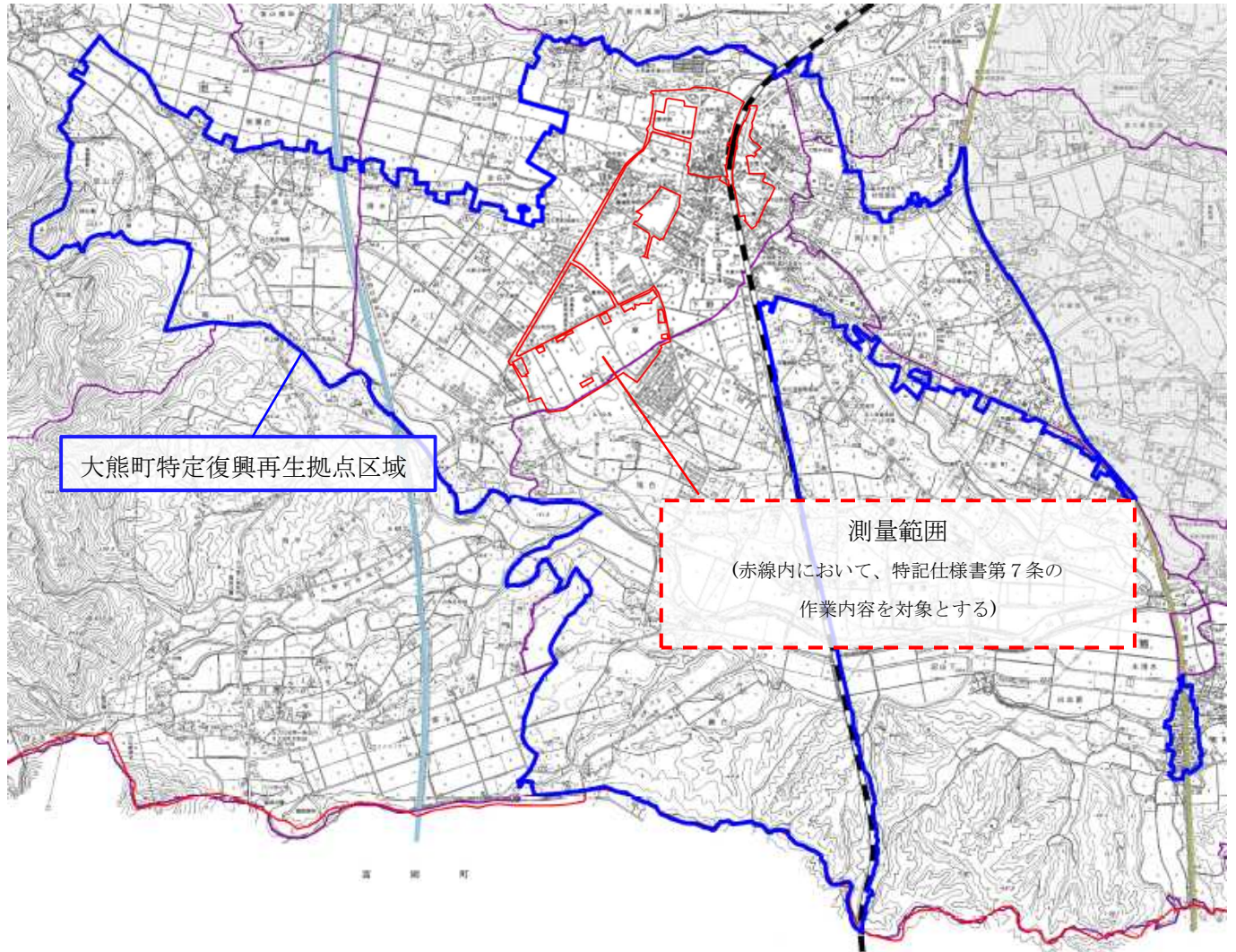


©INCREM P CORPORATION



©INCREM P CORPORATION

■業務範囲図



※業務範囲は現時点の想定区域であり、今後の協議等の結果により変更が生じることがある。